

○高岡 純也¹, 河口 仁美², 北村 正人², 東 豊², 清水 正登², 河口 敏浩², 松尾 浩民¹

¹就実大学 薬学部, ²有限会社相思樹 ハートライフ薬局

目的

疑義照会は薬剤師としての義務である。一般に薬学的疑義照会と形式的疑義照会に大別されるが、どちらに分類すべきか判断が困難な場合がある。本研究では、疑義照会について保険薬局薬剤師の視点から新たな分類を行うことにより、充実した服薬指導等の患者に対するサービスの向上、患者の待ち時間の短縮、処方医・薬剤師の負担の軽減につなげるための疑義照会の効率化について検討を行った。

方法

調査期間は2018年1月から12月までの1年間とし、当全4店舗で応需した全処方箋を対象として行った。疑義照会事例は管理に関する帳簿に記載されたデータおよび薬歴を基に収集を行った。事例の内容は、第一段階として「患者の健康への影響」を考慮して薬学的疑義照会と形式的疑義照会に大別し、第二段階として「処方箋発行者（医師）との協議の必要性」の大小を考慮した積極的疑義照会と消極的疑義照会に分類し、集計を行った。

薬局の背景

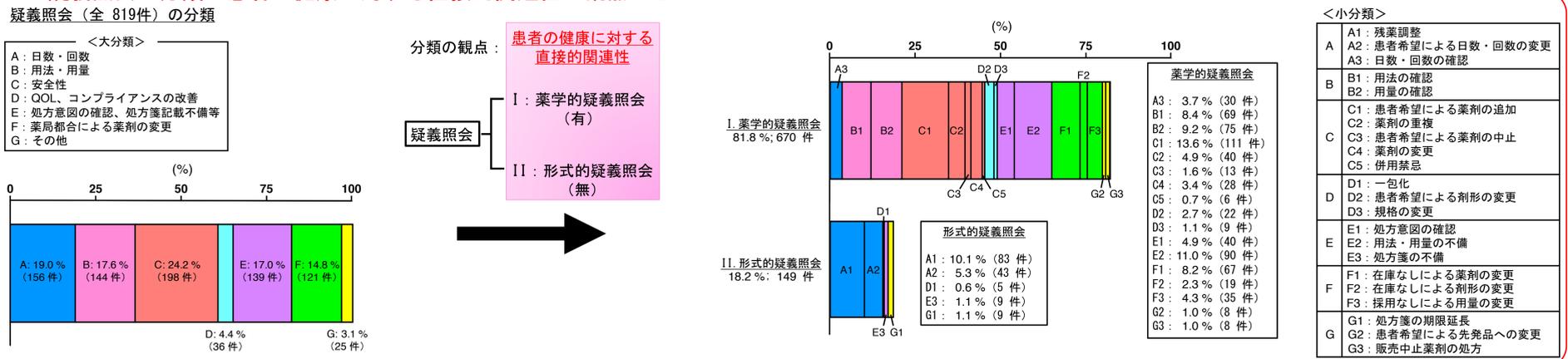
ハートライフ薬局は、岡山市内に3店舗（北区2店舗：京町店、西大寺町店・南区1店舗：浦安店）、倉敷市内に1店舗（松島店）を展開しており、内科（消化器科、呼吸器科、血液内科）、整形外科、小児科と連携している。

4店舗とも周囲の医療機関とともに在宅医療に取り組んでいる。調剤時はいずれの薬局も薬剤師1名、医療事務2名の体制であり、総員として薬剤師2名、医療事務2名ないし3名である。

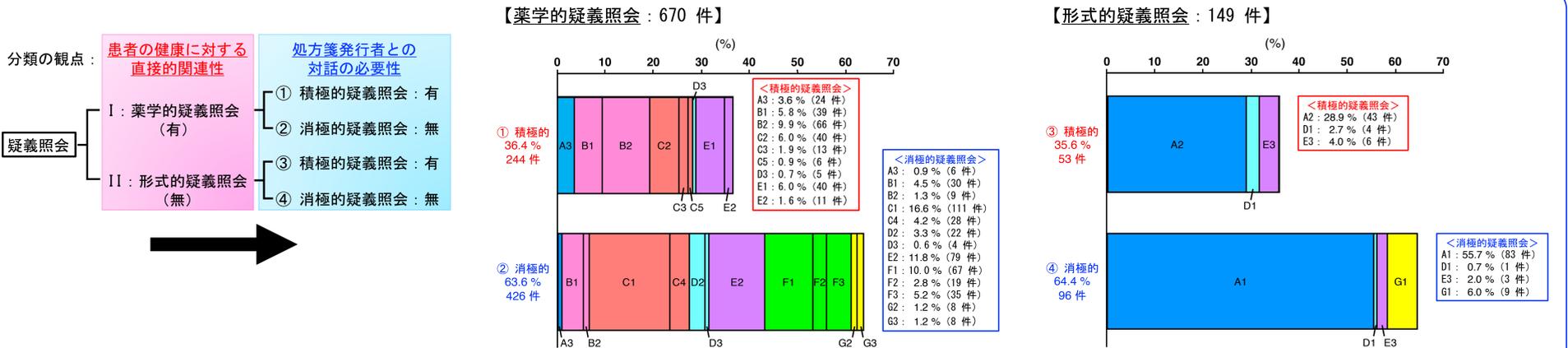
Table with 5 columns: 店舗, 所在地, 運営年数, 年間処方箋受付枚数, 処方箋受付医療機関数. Rows include 浦安店, 京町店, 西大寺町店, 松島店.

結果

疑義照会の分類：患者の健康に対する直接的関連性の観点から



疑義照会の更なる分類：処方箋発行者との対話に必要性の観点から



- 全処方箋受付回数 (39019 件) に対し疑義照会事例は 819 件 (2.1%)
患者の健康に対する直接的関連性の観点から分類
薬学的疑義照会：670 件と形式的疑義照会：149 件
処方箋発行者との対話の必要性の観点から分類
薬学的疑義照会：積極的疑義照会：244 件と消極的疑義照会：426 件
形式的疑義照会：積極的疑義照会：53 件と消極的疑義照会：96 件
即ち
全疑義照会：積極的疑義照会：297 件と消極的疑義照会：522 件

疑義照会全体の
6割強は消極的
疑義照会に相当
(大幅な簡素化が可能)

具体的な疑義照会簡素化プロトコルの提案例

- 残薬調整による日数の変更 [83 件]
薬局にて残薬が確認できた場合
主成分が同一の薬剤への変更 [53 件]
先発品同士、後発品から先発品への変更可
(変更不可の指示がない場合に限る)
存在しない、および不採用の規格容量による
外用薬の処方量の変更 [50 件]
フルオロメトロン点眼薬は 1 本 5 mL であるため、
1 mL → 5 mL
ピダラビン軟膏 1 本 5 g は不採用であるため、
5 g → 1 本 2 g × 2 本
漢方薬の規格容量間違いによる変更 [29 件]
柴苓湯は 1 包 3 g であるため、1 日量 7.5 g → 9 g
剤形の変更 [28 件]
用法用量が変わらない場合に限る
(錠剤 ≠ OD 錠 ≠ カプセル剤、散剤 ≠ 錠剤等)
処方箋の期限延長 [9 件]
期限切れの理由が妥当な場合に限る
次回から処方箋交付日より 4 日以内に来院するよう指導
処方日数の適正化 [6 件]
骨粗鬆症治療薬等の日数・回数間違いが明白な場合
他の薬が 28 日分処方時、
アレンドロン酸錠 35 mg 28 日分 → 4 日分
薬剤の処方量が変わらない場合の規格変更 [4 件]
5 mg 2 錠 ≠ 10 mg 1 錠、200 mg 1.5 錠 ≠ 300 mg 1 錠 等
* 薬剤料の変更があるため、患者の同意が必要
処方箋への表記方法の間違いの訂正 [3 件]
フロリドゲル 外用の表記 → 内服薬の表記 等
先発品と後発品で規格容量が異なることによる変更 [3 件]
ナバゲルンローション 3% 1 本 500 mL
スミルローション 3% 1 本 60 mL
後発品への変更による変更 50 mL → 60 mL
吸湿性が高いため、一包化不可の薬剤の一包化削除 [1 件]
#: 上記は患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
#: 変更した事例は、事後に必ず処方箋発行者に報告を行う。
[] 内は該当する疑義照会件数を示す。

考察

- 【積極的疑義照会と消極的疑義照会について】
全疑義照会例 (819 件) の分類
→ 薬剤師法上行わざるを得ない疑義照会が全体の 6 割以上を占める。
⇒ 消極的疑義照会の簡素化により、疑義照会の効率化が可能となる。
【疑義照会効率化のための方策】
処方箋発行者と薬剤師による事前の話し合い
→ 疑義照会不要の内容を予め取り決める。
⇒ 「疑義照会簡素化プロトコル」を作成する。
【疑義照会簡素化プロトコルについて】
当薬局における疑義照会不要な簡素化プロトコルの提案
→ 消極的疑義照会 522 件の約 1/2、全疑義照会 819 件の約 1/3 に相当
⇒ 疑義照会の大幅な簡素化が可能となる。

予想される利点

- 疑義照会に費やす時間の短縮による医師および薬剤師の負担の軽減
患者の待ち時間の短縮
患者とのコミュニケーションの増加
患者とより深い信頼関係の構築
患者のアドヒアランスやポリファーマシーの改善
重複投与の改善による副作用発現の未然防止
残薬調整による医療費削減への寄与

結論

薬剤師法上行わざるを得ない疑義照会が全体の 6 割以上を占める。
「疑義照会簡素化プロトコル」の作成により疑義照会の大幅な簡素化が可能となる。
疑義照会の簡素化により、
・医師および薬剤師の負担の軽減
・患者の待ち時間の短縮
・アドヒアランスやポリファーマシーの改善
・薬事トリアージによる服用量削減
につながることが期待される。

謝辞

薬局業務の忙しい中、本調査にご協力を頂きました相思樹 ハートライフ薬局の皆様、深く感謝申し上げます。

利益相反の開示

今回の発表に関し、開示すべき利益相反はありません。